

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	106-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html

執行機関名 宮崎県知事

高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮崎県私立高等学校等就学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(専攻科就学支援金)
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 宮崎県私立高等学校等就学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条	宮崎県私立高等学校等就学支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	独立行政法人日本学生支援機構は、 <u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行う。</u>	県は、 <u>私立高等学校等の生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、予算で定めるところにより、県内の私立高等学校等の設置者に対し、宮崎県私立高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</u>

⑦独自利用事務の関連規範		宮崎県私立高等学校等就学支援金交付要綱 宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年4月1日 文部科学省令第13号)
--------------	--	--